

立憲民主党滋賀県総支部連合会 規約

第1条（名称及び所在地）

- 1 立憲民主党規約第40条に基づく都道府県総支部連合会として、立憲民主党滋賀県総支部連合会（以下、「県連」という。）を設立する。
- 2 設立する組織の名称及び所在地は、次のとおりとする。
名 称：「立憲民主党滋賀県総支部連合会」
所在地：滋賀県大津市

第2条（目的）

県連は、立憲民主党の綱領及びそれに基づく政策の実現を図ることを目的とする。

第3条（組織）

県連は、立憲民主党規約第40条に基づく組織とする。

第4条（構成員）

- 1 県連の構成員は、立憲民主党規約第4条第5条第7条第8条に基づく「党员」「協力党员（通称名称をサポーターズ）」「パートナーズ」で構成する。
- 2 「協力党员（通称名称をサポーターズ）」「パートナーズ」の規定は、立憲民主党規約その他党の諸規則に定めるところによる。

第5条（党员）

- 1 立憲民主党綱領及びそれに基づく政策に賛同し、草の根からの声に基づくボトムアップの政治を実践しようとする18歳以上の日本国民で、県連の定める入党手続きを経た者を「党员」とする。
- 2 「党员」は、党規約その他党の諸規則の定めるところにより、党運営及び政策等の決定とそれに基づく活動に参画する。
- 3 「党员」は、所定の党費を納めなければならない。入党手続き及び党費納入については党の諸規定及び県連で別に定める。
- 4 「協力党员」「パートナーズ」は、立憲民主党規約その他党の諸規則に基づき不足ある場合は県連で別に定める。

第6条（大会）

- 1 県連の最高決議機関を、大会とする。
- 2 大会は、幹事会が定める基準により選定された代議員等によって構成し、幹事会の議を経て代表が招集する。
- 3 代表は、毎年1回、定期大会を招集しなければならない。
- 4 代表は、幹事会の承認を得て、必要に応じて臨時大会を招集することができる。
- 5 大会は、規約の改正、年間活動計画、予算及び決算、幹事会役員を選任、及び幹事会が特に重要であるとして決した事項を審議し決定する。
- 6 大会は、代議員等の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。
- 7 大会の構成、議事の決定及び運営等に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第7条（幹事会）

- 1 大会に次ぐ県連の議決機関及び、大会決定に基づき党務を執行する機関として、幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、幹事会役員2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決の過半数

をもって決する。

3 幹事会は、決定事項等を構成員に報告し、決定事項の実現及び推進を図る。

第8条（幹事会役員等）

1 幹事会は、以下の役員で構成する。

①代表	1名	②幹事長	1名
③幹事	若干名		

2 代表は、県連を代表する最高責任者として、党務全般を統括する。

3 代表の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

4 代表は、第1項のほか、必要と認めた役職を設置し、役職者を任命することができる。この場合、任期は代表と同じとする。

第9条（倫理委員会）

1 幹事会の諮問機関として、倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会に関する事項は、立憲民主党規約、立憲民主党倫理規則その他党の諸規則に定めるところによる。

第10条（党員の倫理の遵守）

1 党員は、立憲民主党規約第45条に定める行為その他党の諸規則に違反する行為を行ってはならない。

2 党員が前項に反した場合、幹事会は、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に基づき次の各号に掲げる必要な執行上の措置を行う。

- (1) 幹事長による注意
- (2) 幹事会による嚴重注意
- (3) 党の役職の解任又は一定期間内の停止
- (4) 党公認又は推薦等の取り消し
- (5) 公職の辞職勧告

第11条（財政・予算・決算）

1 県連の経費は、党費、寄附、事業収入、政党交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 県連運営のため、幹事長は幹事会の承認を得て、毎年度の予算を編成し、大会の承認を得なければならない。

3 幹事長は、幹事会の承認を得て、会計年度毎に決算報告を作成し、会計監査の監査を受けた上で、大会の承認を得なければならない。

第12条（会計年度）

1 県連の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、設立初年度にかぎり、10月11日から12月31日までとする。

<附則>

第1条（規約改正）

本規約の改正は、大会での決定により行う。なお、県連に関する事項で、本規約にないものについては、立憲民主党規約その他党の規則に定めるところによる。

第2条（規約の発効）

本規約は決定と同時に発効する。 2020年10月10日

第4条第5条の名称一部改定する。 2021年 4月 5日